

## 北海道児童青年精神保健学会災害対策委員会 基本方針（2019年10月制定）

### 1. 目的

被災した子どもとその家族へメンタルケアサービスを提供し、また、被災地での他の機関、他の団体、他の職種のメンタルケア活動を支援する。

### 2. 活動内容

- (1) 被災地へ子どもの心のケアチームを派遣する。派遣は、北海道、ないし、被災地自治体と協議して、行う。
- (2) 被災地の保健師、保育士、教員、福祉機関職員等の活動を、子どものこころの専門学会として、支援する。
- (3) 被災地の子どもの受診に応じる児童青年精神科医療機関（後方医療機関）を確保することに協力する。
- (4) その他、被災した子ども、家族、地域のメンタルヘルスの回復に必要な活動を行う。

### 3. 関連団体・学会との連携

- (1) 被災した子どもとその家族へ心のケアを実施する他の団体、他の職種と連携する。
- (2) 日本児童青年精神医学会は全国規模の子どもの心の専門学会であり、北海道児童青年精神保健学会災害対策委員会は、日本児童青年精神医学会災害対策委員会と緊密に連絡を取る。